

**Old History,  
New Discovery.**  
NARA CITY

# 第4回 奈良市学校部活動のあり方検討懇話会

日時：令和6年11月25日(月)

15:00～17:00

場所：奈良市役所北棟2階202会議室

# 懇話会の実施状況

令和6年11月25日 学校教育課  
第4回奈良市部活動のあり方検討懇話会  
資料1-①

## 第1回

日時 令和5年9月22日(金)  
場所 奈良市役所 中央棟 B1会議室  
参加者 学識有識者 地域代表者 保護者代表者 学校関係代表者  
事務局 学校教育課 スポーツ振興課 文化振興課

協議事項

実態把握のためのアンケート調査(案)について

今後の議論の進め方について

## 第2回

日時 令和5年12月26日(火)  
場所 奈良市役所 北棟 202会議室  
参加者 学識有識者 地域代表者 保護者代表者 学校関係代表者  
事務局 学校教育課 スポーツ振興課 文化振興課

協議事項

アンケート及びヒアリングの結果について(報告)

奈良市が目指す方向性について

## 第3回

日時 令和6年3月26日(火)  
場所 奈良市役所 北棟 602会議室  
参加者 学識有識者 地域代表者 保護者代表者 学校関係代表者  
事務局 学校教育課 スポーツ振興課 文化振興課

協議事項

運営団体(中間組織)の設置について

モデル組織実証事業の実施について

## 第4回

日時 令和6年11月25日(月)  
場所 奈良市役所 北棟 202会議室  
参加者 学識有識者 地域代表者 保護者代表者 学校関係代表者  
事務局 学校教育課 スポーツ振興課 文化振興課

協議事項

実証事業について

今後の部活動のあり方について

## 理念

豊かなスポーツ・文化活動をつうじた子どもたちの心身の健全な発達と地域コミュニティの発展に寄与する。

## vision

- ・部活動の地域移行をきっかけに、地域の住民がスポーツ・文化芸術活動などを世代を超えて楽しむ。
- ・地域の子どもが地域のスポーツ・文化活動の中で育ち、将来のまちのスポーツ・文化活動の担い手となる。
- ・すべての地域住民が世代を越え、スポーツ・文化活動に親しみ、楽しめる核となる場所が身近に存在する。

## Mission

- ・中学生が地域でスポーツ・文化芸術活動を楽しめる場を提供することから始める。
- ・将来的に子どもから大人、高齢者・障がい者 全ての人と一緒に地域の活動に参加できる仕組みを動かす。
- ・子ども、保護者、地域の方に対する広報を積極的に行い、必要に応じて丁寧にニーズ把握する。

## Value

- ・地域の実情に応じ、部活動のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、地域による体験格差を解消する。
- ・これまでの「部活動」の概念、特に、何かひとつの競技や文化芸術活動に取り組むだけでなく、ジャンルに捉われず様々な経験を積むことができる環境を構築する。

中学校の学校教育活動としての「部活動」を学校外でどのように運営していくかという議論にとどまることなく、子どもたちが地域社会の中でいつでも、どこでも、やりたいことができる環境を整備するための議論を進めていきたい。そのためには、それぞれの地域がこれまで育んできた、スポーツや文化活動と子どもたちを結び付けるための仕組みづくりを進める必要がある。

- ・子どもたちの多様な種類・分野の**経験機会の確保**
- ・学校外での新たなスポーツ・文化芸術のコミュニティーの創出
- ・**休日や放課後の生徒の活動のあり方のデザイン**
- ・学校の業務軽減

学校部活動文化の  
マインドセット

## これまでの懇話会を経ての基本的な方向性

「中学校の学校教育活動としての「部活動」を学校外でどのように運営していくかという議論にとどまることなく、子どもたちが地域社会の中でいつでも、どこでも、やりたいことができる環境を整備するための議論を進めていく。そのためには、それぞれの地域がこれまで育んできた、スポーツや文化活動と子どもたちを結び付けるための仕組みづくりを進める。

## 議論の背景

- 1 令和4年6月・8月  
「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」（6月）及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議」（8月）  
※学習指導要領解説見直しにも言及
- 2 令和4年12月  
学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）
- 3 令和5年度から  
上記部活動ガイドラインに基づく「改革推進期間」（R5～7）が開始  
「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業」の実施（本市は本年度より参加）
- 4 令和8年度から  
奈良県では「令和8年度から休日における教員の指導による学校部活動を廃止し、休日の部活動は地域クラブへ移行」する予定

## 現在の本市の動き

- ・子どもたちの多様な種類・分野の**体験・経験機会の創出**
- ・学校外での新たなスポーツ・文化芸術のコミュニティーの創出
- ・**休日や放課後の生徒の活動のあり方のデザイン**
- ・学校の業務軽減、学校における働き方改革

【参考】次期改革期間について（スポーツ庁資料より）  
「改革実行期間」の設定  
前期：R8～10年度→中間評価→後期R11～13年度  
→平日の活動のあり方についての議論開始？

## 実証事業にて検証(R6～R7)

※懇話会参加者

### <学識経験者>

- ・中西 純司 氏（立命館大学教授）
- ・松田 雅彦 氏（神戸親和大学教授）

### <地域代表>

- ・作間 泉 氏（市自治連合会会長）

### <保護者組織>

- ・山野 賢二 氏（市PTA連合会）

### <関係団体>

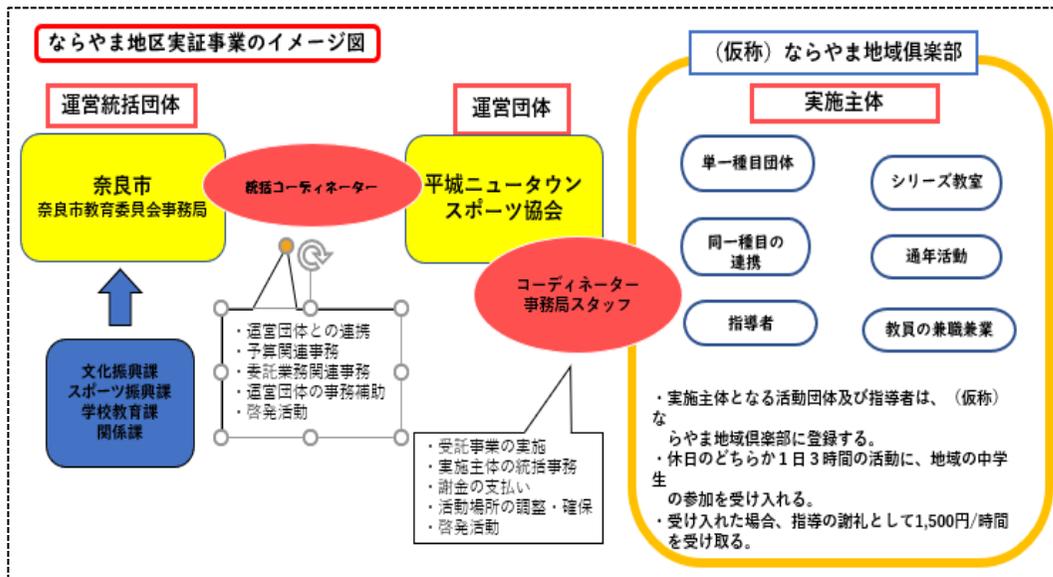
- ・小西 桂子 氏（NPO平城ニュータウンスポーツ協会会長）
- ・天野 明 氏（奈良市スポーツ協会）
- ・福島 秀行 氏（奈良県吹奏楽連盟理事長）

### <学校関係者>

- ・中学校長会長
- ・中学校教頭会
- ・中体連会長
- ・奈良市音楽教育振興会会長

## 実証事業概要

- 事業名
  - ・運動部活動の地域移行に向けた実証事業(県委託)
  - ・地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業(県委託)
- 対象地域  
ならやま・高の原地区
- 委託先  
平城ニュータウンスポーツ協会
- 実証事業の実施時期  
令和6年9月から令和7年3月まで
- 実証事業の組織図



## 事業実施状況

- 実施主体数(11月現在)  
8団体  
(バドミントン、剣道、少林寺拳法、野球、サッカー、太極拳、ダンス、硬筆習字)
- 指導者数(11月現在)  
26人
- 参加者数(11月現在)  
86名(中学生33人 小学生53人)
- 参加申し込みの手順



児童生徒用の端末を使用



「学びのとびら」という児童生徒用のポータルサイトに案内サイトを提示



様々な種目の中から自分が参加したいものに、Google フォームから生徒自らが申し込む

※対象地域の中学校では、学校の協力のもと「さくら連絡網」にて保護者に周知していただいている。

## ならやま・高の原地区実証事業の様子



**NHKニュース映像**

<https://www3.nhk.or.jp/news/nara/2024/11/02/2050017165.html>

## ○成果

- ・モデル地区以外の地域からの参加があり、周知の輪の広がりを感じている。
- ・学校管理下ではなく、社会教育活動として行っているため、教師の関わりが最小限に抑えられている。
- ・運営統括団体と運営団体、運営団体と学校の連携が良好であり、調整等がスムーズに進んでいる。
- ・参加する子どもたちも体験するという軽い気持ちで参加でき、それぞれの種目の魅力に触れることができる
- ・小学生の参加もあり、世代を越えた交流ができる。

## ○これまでの課題

- ・学校施設を使用する場合、運営団体と学校管理職との調整が必要であり、少なからず学校側の協力が必要になり、一定の業務負担が発生している。  
→開催曜日及び時間の固定するなど、流動的な部分を解消すれば負担は減るのではないか
- ・休日の活動となるため、雨天時の活動変更に関する連絡等、急遽の変更について連絡する体制がとりづらい。  
→運営団体や実施団体が連絡ツールを持つことが必要。

## ○地域クラブ活動のあり方について

実証事業を展開していくうえで地域クラブ活動のあり方についてのガイドラインを定める必要性について  
(想定項目)

- ✓市立中学校の現状について
- ✓休日の活動の基本的な考え方について
- ✓地域クラブ活動を構築することで見込まれる効果について
- ✓地域における新たな地域クラブ活動について
- ✓地域クラブ活動の運営のあり方について
- ✓大会、コンクール等への対応について

- いわゆる部活動の受け皿的な活動を行う地域クラブ活動についてのガイドラインを作成。
- ガイドラインに沿った活動を求めていく範囲について検討。

## 作成にあたっての方向性

- ・地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の社会教育の一環として捉える。
- ・スポーツ基本法や文化芸術基本法上のスポーツ、文化芸術として位置づけられるものとして捉える。
- ・学校部活動の教育的意義を継承し、本市のスポーツ・文化芸術の振興の観点からの充実を図る。  
→学校教育活動から社会教育活動へ展開していく

## 地域クラブ活動のあり方の方向性

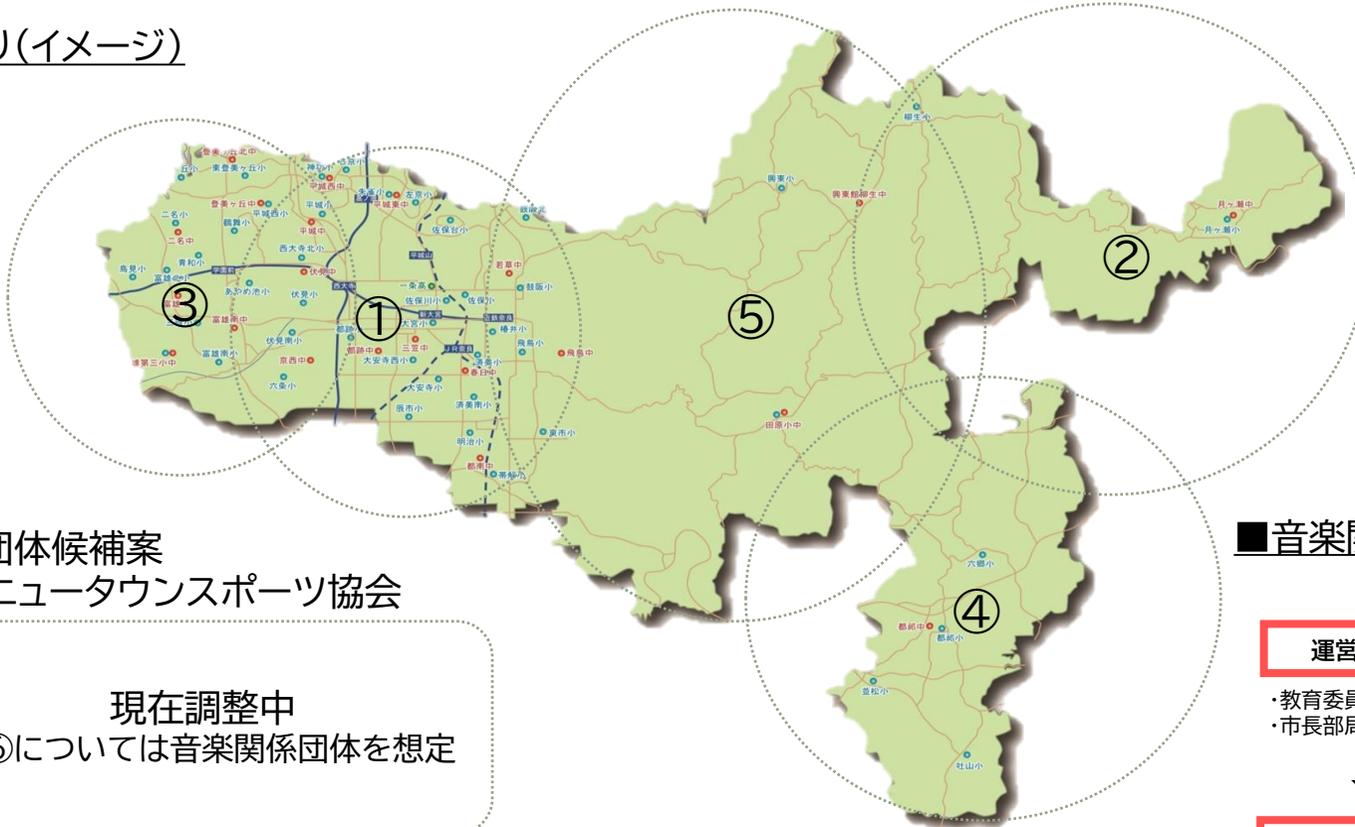
- ・本市の市立中学校の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、市として、地域が主体的に具体的な動きをとれるよう、これまでの道筋と今後の目指すべき姿を示し、各学校、地域、関係団体が推進する上で参考となるものとする。  
→具体的な取組や指針を示し、関係者の取組推進に役立てる

## 運営の方針

- ・地域の実情に応じ、休日の子どものための**活動の場を身近に感じられるよう区割り**を示す。
- ・これまでの学校における部活動の教育的意義や役割を継承・発展させていくことも視野に、専門性を備えた指導者による指導、生徒のニーズに応じた活動の機会を充実させ、生徒にとって望ましい持続可能な運営ができる。
- ・ただし、適切な休養及び活動時間の設定、生徒の健康・安全の確保、体罰やハラスメントの防止等、ガイドラインに基づいた運営を行う団体について地域クラブ活動として周知していく。

※学校部活動自体をそのままスライドして地域に移行するわけではなく、子どもたちが新たに参加できる仕組みを構築する。時間、空間どちらも加味した環境整備を行う。  
※区割りはあくまでも管理上のものであり、子どもたちの活動は広域での参加は可能とする。

## ■区割り(イメージ)



## ■運営団体候補案

①平城ニュータウンスポーツ協会

②

③

④

⑤

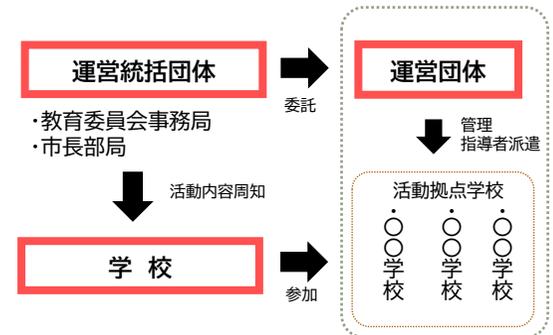
⑥

現在調整中

※⑥については音楽関係団体を想定

**上記運営団体は教員の兼職兼業の受け皿団体となり得る**

## ■音楽関係活動運営(イメージ)



＋地域の競技団体等(営利企業等を除く)※教員の兼職兼業が認められる範囲の団体とする

令和6年10月25日第131回中央教育審議会教育課程部会において、部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直しについての議論が行われた。見直しの趣旨としては以下の2点。

- ・休日を中心に部活動の地域移行が進み、今後も進捗が見込める状況において、**学校と地域クラブとの連携、平日と休日の活動の指導方針の連携**をどのようにするか。
- ・地域クラブ活動の更なる円滑実施に資するよう、**学校と地域クラブとの連携等に係る記載の追加**について。

## ■見直しの概要

### 1 学校と地域クラブの連携等に関する記載の**新設**【総則編】

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図ること
- ② 平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知

見解

→①②については教師に新たな負担を生じる可能性があり、結局休日に教職員が参画する必要性が出てくる可能性が生じるのではないかと。③については今後関係機関と連携しながら選択できる幅を広げていく取組を積極的に進めていく必要がある。

### 2 部活動の現状の**位置付けの明確化**【総則編】

・部活動は、法令上の義務として実施されるものでないことから**学校の判断により実施しないこともあり**、また、すべての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、**生徒の自主的・自発的な参加によりおこなわれるもの**

見解

→学校による判断で部活動の設置の有無を決めるのは非常に困難であるため、市として「部活動」をどのような形に変革していくか、**同一の方向性を示す**べきと考える

### 3 部活における**多様な生徒・ニーズへの配慮**【保健体育編】

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒等、**どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間とするなどの工夫**を実施
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の**様々な活動も含めて幅広く経験できるように配慮**

見解

→競技性を前提とした固定の部活動を設置するのではなく、**生徒の実態や教員配置により無理なく活動できる内容**を学校独自で年度ごとに決めていけないか。

※見解については学校等のヒアリング等に基づいた考え方。

中学校の学校教育活動としての「部活動」を学校外でどのように運営していくかという議論にとどまることなく、子どもたちが地域社会の中でいつでも、どこでも、**やりたいことができる環境を整備**するための休日の活動についての議論を進めてきた。

学校とそれぞれの地域がこれまで育ててきた、スポーツや文化活動の功罪をふまえ、平日に活動が子どもたちの主体性や当事者意識の醸成につながるような新たな価値観を創造する。

→学校や顧問が主導する活動から、子どもたちが主体的に取り組む「奈良市モデル」を構築。

【1週間の例】

学校管理下 ◀ ▶ 学校管理下<sup>外</sup>

## 平日(放課後)

## 休日

月 火 水 木 金

土 日

教育課程外の学校教育活動としての時間

地域・家庭での活動

OFF

OFF

- 平日は生徒の主体的な活動。内容、日程についても子どもたち自身が組み立てて個人や仲間で見たいことを見付け、自由に取り組む活動にする。
- 顧問制度ではなく、担当教師(固定でない)を置く。
- 教師の専門性を生かした活動をすることも可能。ただし、持続性という観点から従前の部活動のようなマネージメントをしない。
- 地域での活動に参加することも可能。地域人材が指導者として招聘することも可能だが、あくまで子どもの自主的な活動であることを考慮する。

- 祝日を含む休日は地域での活動に参加(任意)
- 教師が地域の活動に指導者として参画することは可能。(兼職兼業)

- 本市としての部活動に代わる新たな活動として展開。
- 学校に固定の部活動を置かず、在籍生徒の実態や教師の配置により年度ごとに流動的な活動を展開。
- 教育課程外における生徒とのかかわる時間は確保し、教育課程との関連を図る。

## 平日(放課後)

## 休日

月 火 水 木 金

土 日

一体的なマネージメント

OFF

OFF

- 従前の部活動と同様、平日、休日を一貫した活動方針を持ち、同一の指導者が指導する。
- 教師が顧問として参画することを妨げないが、原則として部活動指導員が指導を含めた全体運営にあたる。

- 教師が指導に当たる場合は兼職兼業で対応する。
- 保険については生徒本人での任意加入

- あくまでも時限的な対応とした運営。
- 学校の実情として一体的な運営が必要ならば、教員によるマネージメントでなく地域人材等で運営できる形を模索する。
- 従前の部活動を残すための方策ではない。

- 放課後は子どもの内発的動機を育成する時間。 → 活動が教育課程と深くかわりあうよう工夫
- 休日は学校だけでは得難い体験や経験を積む。 → 原則は家庭や地域での活動に委ねる

(参考)生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるよう留意すること(学習指導要領より一部抜粋)

パターン①

パターン②

# 年次 部活動改革のスケジュール(案)

令和7年度末までに奈良市の部活動のあり方を検討し、休日、平日ともに新たな活動へ移行する。

- 国のスケジュール 令和7年度までに休日の部活動の地域展開(移行)を推進
- 県のスケジュール 令和8年度から休日における教員による学校部活動を廃止し、休日の部活動は地域クラブ等へ
- 奈良市のスケジュール 国の動向を注視し、将来的に平日の部活動のあり方についても検討



## 学校における放課後・休日の活動が

# 生徒一人一人の内発的動機付けの場に

なることをめざして

- ・子どもたちが主体的に選び、社会の中で自分が好きなことや得意なことができる活動形態をめざす。
- ・教師のライフスタイルを見直し、「部活動」を時代や社会情勢に即した活動にシフトする。

### 新たな 放課後の 過ごし方

教育課程内の評価を伴う環境でなく、自分自身の興味や関心に基づいて活動できる環境を整備。

### 新たな 教師の関り方

授業や学級以外での生徒との向き合う時間を確保。休日についてはプライベートを優先しつつ専門性を生かすことも可能。

### 新たな 休日の活動

学校教育活動とは一線を画し、生徒本人の意思、保護者の責任のもと、活動を選択。活動の場は行政主導で整備。地域の中で様々な人と出会う場へ。

子どもたちの主体性や当事者意識を醸成するため、学校内外における「ななめの関係」を構築できる環境を作る

# 令和8年度から中学校「部活動」はすべての生徒が主体的に選択できる活動へ

案

奈良市・奈良市教育委員会

## ○部活動を取り巻く現状

子どもたちの成長に大きな役割を果たしてきた部活動は、生徒数の減少等による廃部等により、活動の機会は大きく減少しています。今後子どもたちの活動の機会は大きく減少し、さらに選択肢が減ることが予想されます。

さらに、教師自身の働き方も大きく変わり、また、全国的な教師不足の深刻化なども相成り、もはや学校部活動の仕組みは限界を迎えようとしています。



## ○社会像を踏まえた取組へ

多様な背景を持つ子どもたちが学ぶ場所として学校の役割は、今後ますます重要になってきます。

授業や学級以外での場として、これまでの「部活動」が果たしてきた子どもたちの居場所づくりや時間の有効な活用の役割を大切にしながら、すべての子どもたちがやりたいことを自らの選択で活動できる仕組みに変え、新しい放課後や休日の活動を充実できるよう計画していきます。

## ○学習指導要領や今後の教育を見据えた活動のあり方

### 豊かな人生とは…

社会の中で自分の好きなことや得意なことができていること。



サプライからデマンドへ

子どもが主体的に好きな時に好きなことに取り組むことができる空間と時間を提供する。自分の特性・嗜好・強みを知る場へ。

非認知能力の育成